

<財政用語の解説>

・ 一般会計

市が行う行政運営の基本的な経費を計上したもので、市税などを主な財源として構成し、市の会計の中心となるものです。

・ 特別会計

市が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、その特定の歳入をもって特定の歳出に充てるものです。

[本市の特別会計]

- ・ 乙川中部土地区画整理事業特別会計
- ・ J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計
- ・ 駐車場事業特別会計
- ・ モーターボート競走事業特別会計
- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療事業特別会計

・ 企業会計

独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、法令や条例に基づいて設置するものです。

[本市の企業会計]

- ・ 半田市立半田病院事業会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

・ 普通会計

市町村の会計には一般会計の他に多くの会計がありますが、普通会計は公営事業会計以外の会計を統合して1つの会計として取りまとめたものをいい、総務省の地方財政状況調査に係る会計区分です。

[本市の普通会計]

- ・ 一般会計
- ・ 乙川中部土地区画整理事業特別会計
- ・ J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計

また、普通会計の決算額は、一般会計と特別会計とを単純に合算するのではなく、各会計間の重複部分（繰入金、繰出金）を控除した純計決算額です。この調査結果は、各種財政分析の資料として用いられるものであり広く利用されることが望まれます。

・ 公営事業会計

普通会計と同じく決算統計上における会計区分であり、公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などがあります。

[本市の公営事業会計]

- ・ 駐車場事業特別会計
- ・ モーターボート競走事業特別会計
- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療事業特別会計
- ・ 半田市立半田病院事業会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

・ 実質収支

当該年度に属するべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、(形式収支－翌年度に繰越すべき財源)により求めた額です。この場合の「翌年度に繰越すべき財源」とは、通常の繰越のほか事業繰越及び支払繰延に係る財源が加えられています。

実質収支がマイナスとなれば、赤字団体と称されます。

・ 実質収支比率

実質収支額と標準財政規模との割合です。

$$\text{実質収支額} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

・ 単年度収支

当該年度だけの収支を捉えるもので(当該年度の実質収支－前年度の実質収支)より求められた額です。

・ 実質単年度収支

歳入歳出の中の実質的な黒字・赤字要素が措置されなかったとした場合の単年度収支を検証するものです。単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取り崩し額により求めた額です。

・ 一般財源

その用途について何ら制約がない財源で、一般には地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金、各種交付金及び繰越金とされています。

・ 特定財源

財源の用途が特定されている財源のことで、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、国庫支出金、県支出金、市債とされています。

・ 自主財源

市町村が自主的に収入するもので地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入とされています。

・ 依存財源

自主財源に対する区分で、国や県の意思決定に基づき収入されるもので地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、地方債及び各種交付金とされています。

・ 義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費で一般的には人件費、扶助費、公債費（地方債の元利償還金等）とされています。

・ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費とされています。

・ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

・ 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行うのに必要な一般財源の総量です。

標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

・ 標準税収入額

地方交付税法の規定に基づき算定された基準財政収入額の基準税額に 100/75 を乗じて求めた数です。地方公共団体の標準的な税収入額を表しています。

・ 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標の一つで経常経費に充当された一般財源を経常一般財源総額で除した比率であり、通常財政構造の良否を判断する指標に使われます。人件費、扶助費、物件費、公債費などが増加すると、経常収支比率が高くなり、財政運営は硬直化します。この比率は、おおむね 70～80%に分布することが望ましいとされています。

・ 経常一般財源比率

経常一般財源と標準財政規模との比率で、100%を超えるほど財政構造に弾力性があるとされています。

・ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合です。

・ 公債費比率

公債費（地方債の元利償還金等）の一般財源に占める割合のことをいいます。この比率が 10%を超えないことが望ましいとされています。

$$\frac{(\text{公債費に充てた税等の一般財源額} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額})}{(\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額})} \times 100$$

・ 公債費負担比率

一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の占める割合です。

・ 地方交付税

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通交付税と特別交付税があります。

このうち普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上まいった場合、その財源不足額が交付されます。反対に基準財政収入額が基準財政需要額を上まいった場合は、普通交付税は交付されず、不交付団体となります。

・ 財政力指数

地方公共団体が標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどれだけ自力で調達できるかを表す財政力を示す指数として用いられるものです。各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値で、その団体の財政力を判断する理論上の尺度となります。この数値が1を上回り大きくなるほど一般財源に余裕があると言え、1を下回ると一般財源不足の状態と言えます。

$$\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

・ 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、その地方公共団体について一定の方法で算定した額です。

$$(\text{標準的地方税収入見込額} \times 75\%) + \text{地方譲与税等}$$

・ 基準財政需要額

各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、その地方公共団体について一定の方法で算定した額です。普通交付税の交付に用いるため、各地方公共団体の各年度の財政需要を合理的に算定するもので、全国標準に基いて合理的かつ妥当な水準で行政活動を行うために必要とされる経費のうち一般財源をもって賄われるものの総額です。

具体的には各行政項目ごとに設けられた測定単位に必要な補正を加え、これに各測定単位ごとに定められた単位費用を乗じたものの合計額です。

・ 実質赤字比率

普通会計における実質赤字の額と標準財政規模との割合です。11.25～15%以上(財政規模に応じて変動)が早期健全化団体、20%以上が財政再生団体となります。

※早期健全化団体の制約等

- ・ 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。

※財政再生団体の制約等

- ・ 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。
- ・ 計画が総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。

$$\text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

・ **連結実質赤字比率**

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）と標準財政規模との割合です。16.25～20%以上（財政規模に応じて変動）が早期健全化団体、30%以上が財政再生団体となります。

$$\text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

・ **実質公債費比率**

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債相当額と標準財政規模（何れも普通交付税が措置されるものを除く。）との割合です。公債費等による財政負担の度合いを判断する指標として許可団体移行及び起債制限の基準となります。

なお、許可団体移行及び起債制限は、3か年平均で判断されます。

<起債制限基準>

18% 未満…事前協議または届出のうえ、自由に起債できます。

18%～25%未満…総務大臣または知事の許可が必要となります。

25%～35%未満…一般単独事業（一般・地域活性化・地域再生事業に限る）及び公共用地先行取得等事業の起債が制限されます。

35% 以上…上記の事業に加え、災害関連等の一部を除く一般公共事業等の起債が制限されます。

$$\frac{(\text{公債費等に充当した一般財源} + \text{公営企業債等の償還財源に充てた繰出金}) - \text{普通交付税措置のある公債費等}}{(\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置のある公債費等})}$$

・ **将来負担比率**

公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が、地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負債と標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）との割合です。350%以上が早期健全化団体となります。

$$\frac{(\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}))}{(\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}$$